

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会

(東京都担当部会)

平成 28 年 12 月 1 日答申分

○答申の概要

年金記録の訂正を不要としたもの 2件

国 民 年 金 関 係 2件

厚生局受付番号 : 関東信越（東京）（受）第 1600708 号
厚生局事案番号 : 関東信越（東京）（国）第 1600069 号

第1 結論

昭和 45 年 7 月から平成 7 年 2 月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男

基礎年金番号 :

生年月日 : 昭和 10 年生

住 所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和 45 年 7 月から平成 7 年 2 月まで

昭和 44 年に結婚した妻が、A 市 B 区役所で自身と私の国民年金の加入手続を行い、昭和 46 年頃まで私の国民年金保険料も納付していた。昭和 46 年にその妻と離婚をする 1 か月前に、妻から国民年金手帳を渡され、その後は、平成 7 年まで、毎月、自分で国民年金保険料を A 市 B 区役所の国民年金の窓口で納付書により納付したので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求者は、昭和 44 年に結婚した妻が、A 市 B 区役所で自身と請求者の国民年金の加入手続を行ったと主張しているが、請求者の国民年金被保険者名簿に記載されている国民年金手帳の発行年月日（昭和 39 年 4 月 16 日）により、請求者の国民年金の加入手続が昭和 39 年 4 月頃に A 市 C 区で行われたと推認できることから、請求者の主張と符合しない上、請求者が A 市 B 区に転居した後も A 市 C 区と同じ国民年金手帳記号番号（以下「記号番号」という。）で国民年金保険料が納付されていることが確認でき、社会保険オンラインシステム及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システムによる氏名検索においても、別の記号番号を確認することができない。

また、請求者は上記のとおり、妻と離婚する 1 か月前に国民年金手帳を渡され、それ以前は妻が国民年金保険料を納付したとしているが、その妻からは、請求者の国民年金保険料を納付したことをうかがわせる陳述を得ることができない。

さらに、請求者は請求期間に係る国民年金保険料を自分で納付し始めてからは、A 市 B 区役所で毎月納付したとしているが、当該保険料を納付したことを確認できる資料を保有していない上、請求期間は 296 か月と長期に及び、これだけの期間の事務処理を行政機関が続けて誤ると考え難い。

そのほか、請求者が、請求期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）はなく、請求期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

厚生局受付番号 : 関東信越（東京）（受）第1600769号
厚生局事案番号 : 関東信越（東京）（国）第1600070号

第1 結論

昭和42年＊月から昭和49年3月までの請求期間及び昭和49年7月から昭和50年5月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

平成8年5月から平成17年3月までの請求期間については、国民年金保険料を免除された期間に訂正することを認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和22年生

住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : ① 昭和42年＊月から昭和49年3月まで
② 昭和49年7月から昭和50年5月まで
③ 平成8年5月から平成17年3月まで

私の亡くなった父は、私が20歳になった時に私の国民年金の加入手続を行い、請求期間①及び②の国民年金保険料を納付してくれていた。

また、私は、平成17年10月頃に、平成8年まで遡って請求期間③の国民年金保険料の免除申請を行った。

各請求期間が未納とされていることに納得できないので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求期間①及び②について、請求者の国民年金手帳記号番号（以下「記号番号」という。）は、当該記号番号の前後の任意加入被保険者に係る資格取得日から、昭和49年4月頃に払い出されたと推認でき、社会保険オンラインシステム及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システムによる氏名検索においても上記記号番号と別の記号番号を確認することができないことから、請求者の国民年金の加入手続は昭和49年4月頃に行われたと考えられ、請求者が20歳となった時に父親が請求者の国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を納付していたとする請求者の主張と符合しない上、昭和49年4月時点では、請求期間①のうち、昭和46年12月以前の期間の保険料は時効により納付することができない。

また、上記のとおり、請求者は、請求者の父親が請求者の国民年金の加入手続並びに請求期間①及び②の国民年金保険料の納付を行っていたと主張しているが、請求者は当該加入手続及び国民年金保険料の納付に直接関与していないことから、請求者に聴取しても、具体的な状況が

不明であるとともに、請求者の父親については、既に亡くなっていることから、その証言を得ることができず、請求者の請求期間①及び②の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる具体的な陳述が得られない。

請求期間③について、請求者は、平成17年10月頃に、平成8年に遡って国民年金保険料の免除申請を行った旨陳述しているところ、平成17年10月に国民年金保険料の免除申請を行った場合、免除承認対象期間は、制度上、平成17年4月以降であり、請求期間③は免除対象期間とはならない上、年金事務所が保管している請求者に係る国民年金保険料免除申請書においても、免除申請年月日は平成17年10月26日、承認期間は平成17年4月からであることが確認できる。

そのほか、請求者の父親が、請求期間①及び②の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）はない上、請求者が請求期間③について国民年金保険料の納付を免除され得る状況であったことを示す関連資料や免除されていたことを示す関連資料もなく、これらのことを見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間①及び②の国民年金保険料を納付し、また、請求期間③の国民年金保険料を免除されていたものと認めることはできない。